

「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

旧グラバー住宅 修復・公開活用計画（概要版）

平成 29 年 12 月

長 崎 市

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産6-8 旧グラバー住宅(エリア6 長崎)の修復・公開活用計画(抄録)

長崎市は、第39回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)に付議された勧告 b)に基づき、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(以下、「明治日本の産業革命遺産」という。)の構成資産である旧グラバー住宅について、平成28～29年度に「修復・公開活用計画」を策定した。その抄録は以下のとおりである。

1. 全体構想(ヴィジョン)

グラバーが住居兼商取引の場とした旧グラバー住宅の劣化箇所を修復し、グラバーが明治の産業革命に果たした役割及び西洋技術導入の舞台となった旧グラバー住宅を含む長崎外国人居留地の全体の価値を後世に継承する。

旧グラバー住宅が存在する「明治日本の産業革命遺産」のエリア6 長崎には、23の構成資産のうち8つの構成資産が含まれ、西洋技術の直接的導入段階と産業化の確立段階の2つの時代、製鉄・製鋼、造船、石炭産業の3つの産業の相互のつながりを理解できる他のエリアにはない性質を持つ。

スコットランド出身の貿易商グラバーは、日本に西洋技術を導入し、日本人の海外留学の支援をすることで人材を育成するなど、幕末から明治期にかけての約半世紀という短期間に日本が産業革命を成し遂げるうえでのきっかけをつくった立役者である。グラバーの住居兼商取引の場であった旧グラバー住宅は、幕末に諸外国に向けて開港した長崎の外国人居留地の中で、長崎造船所を望む高台に建造された日本に現存する最古の木造洋風住宅である。西洋技術の導入の舞台となった旧グラバー住宅及び長崎外国人居留地は、今なお当時の町並みと景観を良好に維持している。長崎市は、長崎を代表する観光地としても重要なこの地区を地域住民とともに保存し、後世に確実に継承していくこととする。

(1) 旧グラバー住宅の特質・現状を踏まえた修復

旧グラバー住宅は日本の石炭産業と造船業の発展に大きな影響を与えたグラバーの生活の場であるとともに、商取引・文化活動の拠点とした建築である。長崎市は、建築の劣化が発生している現状を改善したうえで、旧グラバー住宅の本来の使われ方に即して明治期の意匠・形態へと修復する。さらに、石積み・崖地等を顕在化し、グラバーが暮らした時代を彷彿する景観の再生を目指す。

(2) 多様な手法による旧グラバー住宅の情報発信

パンフレット、説明板及び Web サイト等の内容を見直すとともに、現地の景観と当時の古写真とを対比して確認することができるよう携帯端末を使った新たな情報提供手段等を準備し、旧グラバー住宅の建築史上の価値及び「明治日本の産業革命遺産」の構成資産とグラバーとの関係に着目した情報を発信する。また、グラバー園内には旧グラバー住宅のほか、重要文化財の旧リンガー住宅、旧オルト住宅、明治期に建てられ後にグラバー園内に移築された複数の伝統的建造物が混在する。これらの建造物の歴史的背景及び価値等による違いが明確に伝わるよう情報提供の内容を改める。

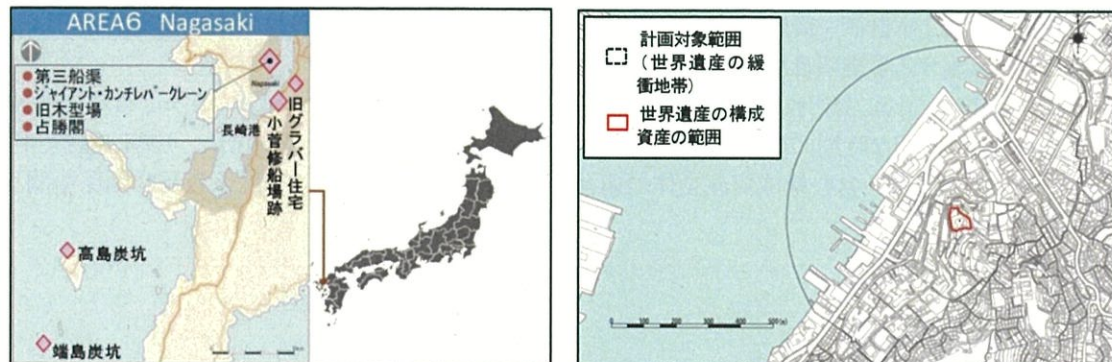


図1 エリア6 長崎における構成資産の位置及び旧グラバー住宅の計画対象範囲

2. 方針

全体構想(ビジョン)の実現に向けて、次のとおり6点の方針を設定する。

(1) 調査研究の推進

長崎市は、旧グラバー住宅の本来の使われ方等を明らかにするために文献資料調査を、旧グラバー住宅周辺の雨水排水経路を把握するために現況調査をそれぞれ行うほか、来訪者の現況及び構成資産への影響を把握するために来訪者の数・動態に関する調査等を行う。また、構成資産及び緩衝地帯の状況を把握するために、モニタリング・カルテを活用して定期的な経過観察を行い、年次報告書へと反映させる。

(2) 建造物の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

長崎市は、平成28年度に実施した旧グラバー住宅の耐震診断結果に基づき、平成30年度に修復・耐震対策を行う。旧グラバー住宅は観光資源として恒常的に公開してきたことから、壁・床・壁紙などの劣化が進行している。修復後には、建造物を安定した状態で維持するため、適切な清掃等の日常的な維持管理を継続するとともに、室内環境改善のため必要に応じて空調設備を設置するなど、建造物の劣化を引き起こしている現状を改善する。また、来訪者の踏圧等の建造物への物理的影響を緩和するために、来訪者の動線を一定の方向に制御する。

(3) 産業革命への貢献の明示・説明

旧グラバー住宅は、世界遺産において定義した「西洋の科学技術の直接的導入段階」から「産業基盤の確立段階」にかけての2つの時代に属している。グラバーは高島炭坑の開発及び小菅修船場跡の建設等を通じて石炭産業・造船産業と直接的な関係を持ち、日本の産業化に大きな功績があったことを来訪者に正しく伝えるため、長崎市は適所に説明板等を設置して情報提供を確実に行うとともに、現地ガイドの育成及びガイドの内容の充実を図る。

(4) 景観の観点からの修景・改善

長崎市は、グラバーが活躍した幕末から明治期にかけての時代を彷彿する長崎港及び対岸の三菱重工業株式会社長崎造船所への眺望景観の再生を目指す。旧グラバー住宅の北西側の低所に位置する庭園については、古写真の調査研究の成果を踏まえ、当時の庭園の形姿へと再生する。また、現時点では住宅に付属する納屋・馬屋の建築時期は不明であるが、劣化している箇所を修復し、内部の公開を行う。さらに、居留地の地形を今に伝える石積み・崖地等の安定的維持を図り、樹木の伐採・除却・剪定を行い、グラバー園内の建造物と一体をなす良好な風致を維持する。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

長崎市は、指定管理委託者を通じて、グラバー園内の建造物の屋内において長崎市内の歴史等を含めた展示を行い、グラバー園全体を「明治日本の産業革命遺産」の情報発信の拠点として活用する。特に、旧三菱第2ドックハウスは、「明治日本の産業革命遺産」のガイダンス施設と位置付け、エリア6長崎に所在する他の構成資産及び他のエリアの構成資産の解説を行う。

(6) 事業の推進

長崎市は、本計画を段階的かつ確実に実行するため、事業期間、段階的な事業実施の方法、年度ごとに実施する事業項目を含む事業実施スケジュールを策定する。

長崎市は、計画対象地の管理者・利害関係者との意思疎通を確実にしつつ、毎年、事業の進捗状況を確認し、適切な時期に事業実施スケジュールの見直しを行う。また、長崎市は、広報、催事、利害関係者との調整等を含む構成資産全体の運営に係る統括責任機関として、関係者及び関係機関との調整を図る。

3. 方法

(1) 調査研究

ア. 資料調査

旧グラバー住宅の建築又は増築の変遷の調査、グラバー所有地の範囲と当時のアプローチの特定調査、古写真から当時の庭園を含めた外構施設の特定調査、樹木の剪定又は伐採等を目的とする石積み等の周辺環境への影響調査、旧グラバー住宅周辺の雨水排水経路及びそれらの末端部の特定調査、現在展示している家具・調度品の来歴調査、建築時期が不明な納屋・馬屋の年代特定調査、グラバーと「明治日本の産業革命遺産」の構成資産との関係などグラバーの日本における活動に関する調査を行う。

イ. 来訪者の数・動態に関する調査

事業効果を検証するとともに、観光圧力による保全への影響等を把握し、より良い世界遺産の活用の在り方へと反映させるために、来訪者数及び動態に関する調査を行う。

ウ. モニタリング

構成要素の情報を網羅的・体系的に集約したモニタリング・カルテを作成し、構成資産及び緩衝地帯の状況を定期的に把握する。モニタリングの結果は年次報告書に反映し、世界遺産の運営体制に基づき長崎地区管理保全協議会に報告し意見を求める。

(2) 修復

ア. 対象

旧グラバー住宅の顕著な普遍的価値に貢献する構成要素を修復の対象とする。



図2 修復の対象とする構成要素

イ. グラバー園全体の修復の基本的な考え方・手法

維持管理措置として、内部天井唐紙・外壁漆喰・外部ペイントの劣化箇所の修復、雨樋・屋根の定期的な清掃、景観上重要でない樹木の伐採・剪定を行う。平成30年度以降に耐震補強と劣化部修繕工事を行うのにあわせて、防災設備の見直し・更新、屋内展示の見直しを行う。納屋・馬屋は、劣化箇所を修復した後、公開する。旧グラバー住宅周辺の日本庭園は、古写真の調査研究を行ったうえで、主屋・附属屋の修復に際して設定した時代と同時代の庭園の形姿を再現する。

(3) 公開活用

ア. 区分(ゾーニング)

長崎市は、グラバーが日本の産業化に大きく貢献したことを来訪者に正しく伝えるため、さらにグラバー園全体を「明治日本の産業革命遺産」の情報発信の拠点として活用するために、グラバー園内を3つのゾーン(Aゾーン、Bゾーン、Cゾーン)に区分し(図3)、ゾーンごとに、環境改善・修景等を行う。

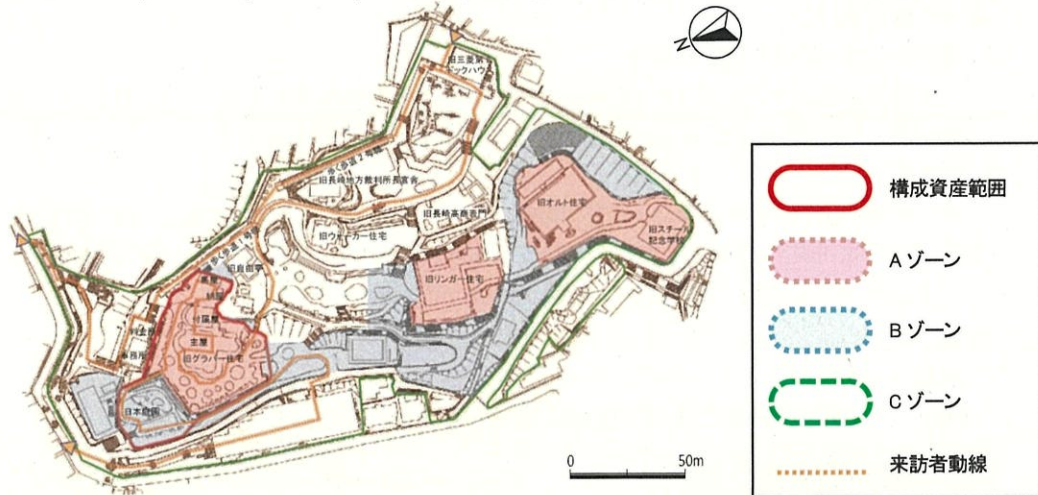


図3 グラバー園内の区分(ゾーニング)

イ. 動線

グラバー園内では、いったん来訪者を園内の最上部に位置する旧三菱第2ドックハウスへと誘導し、23の構成資産からなる世界遺産の顕著な普遍的価値及び旧グラバー住宅の位置付けについて解説する。その後、長崎港及び対岸の三菱重工業株式会社長崎造船所を望む場所に設置した数箇所の視点場を経由し、来訪者を旧グラバー住宅へと誘導する(図3)。旧グラバー住宅の内部では、玄関からパブリックな空間を経てプライベートな空間へと至る見学ルートを設定する(図4)。

※活用にあたっての来訪者管理手法

長崎市は、旧グラバー住宅の内部を公開しつつ、確実な建造物の保存を目指すために、以下のとおり来訪者管理のルールを定める。

- ① 出入り口は各1箇所に限定する。
- ② 見学コースを設定し、室内に誘導サインを設置する(図4)。
- ③ 適所に空調設備を設置する。
- ④ 補修・清掃のため定期的に非公開期間及び非公開とする部屋を設定する。



図4 旧グラバー住宅内の見学ルート

ウ. 地形造成・環境改善

旧グラバー住宅東側の石積みの一部で孕みが確認されており、継続的に実施するモニタリングの結果、修復が必要と判断された場合に修復を行う。なお、Bゾーン及びCゾーンの石積みについては、現時点で修復等の措置が必要な箇所はない。

エ. 修景・植栽

グラバー期の状態に近づけるために、次の条件を充足する樹木は伐採・植替・剪定の対象とする。

- ① 建造物の維持管理に悪影響を及ぼしている樹木
- ② グラバー期の庭園の状況と著しく相違している樹木
- ③ 旧グラバー住宅の外観の鑑賞を阻害している樹木

④ 旧グラバー住宅の前庭から長崎港への眺望を阻害している樹木

オ. 案内・解説施設

旧グラバー住宅内部では、広間を導入展示室として設定し、グラバーの活動・暮らしぶりを紹介する解説パネル及びデジタル映像装置等を配置する。今後の調査研究の成果に基づき、グラバー期と同時代の家具・調度品を配置し、居室空間を往時の姿に変更する。旧グラバー住宅の内部及び前庭において、居留地の古絵図・古写真・文献資料等のパネル・レプリカを設置する。景観を阻害しない統一的な意匠・形態の下に、説明板・誘導標識を設置する。

カ. 管理・便益施設

グラバー園内(Cゾーン)に設置されている料金所・便所・長崎伝統芸能館等の建築物(図2)、貯水槽・ポンプ室等の工作物については、長崎市が旧長崎居留地の景観になじむ形状及び色彩により修景する。同時に、動く歩道1号機及び2号機(図3)については、長崎市が現状のまま維持補修を行う。旧三菱第2ドックハウスを来訪者への導入の案内・解説施設として活用を続けるほか、グラバー園内のその他の重要文化財建造物及び伝統的建造物(図3)も案内・解説施設・休憩施設として活用する。

キ. 公開・活用施設

長崎市は、グラバー園内でグラバーの功績などに関する学習機会の提供、長崎居留地の成り立ちや歴史等を紹介するガイドブックの製作、世界遺産構成資産の見学ツアーなどの生涯学習プログラムを提供する。

(4) 緩衝地帯の修景・改善

長崎市は、緩衝地帯の景観を阻害している樹木を、法規制の下に可能な範囲で剪定・伐採する。長崎県が定める長崎港港湾計画では、旧グラバー住宅の北西方向に位置する松が枝埠頭の既存岸壁から南西に新たな岸壁を建設することとしている。これにより、既存岸壁と併せて2隻のクルーズ船の停泊が可能となる(図5)。なお、当該港湾計画においては、「長崎港が有する日本の近代化を支えた世界遺産に値する歴史的・文化的な価値を保全するため、構成する産業遺産の適切な保全に配慮しながら、港湾の開発及び利用に努める」ことが記載されており、眺望にも配慮することとなっている。新たな岸壁が建設された場合、当該岸壁へのクルーズ船の係留が可能となることにより、旧グラバー住宅から三菱重工業株式会社長崎造船所への眺望景観も改善される(図6)。また、埋立地を含む岸壁背後に旅客ターミナル施設等が建設される場合は、景観法に基づく景観形成基準に沿って形態・意匠に配慮したものとすることから、眺望景観は改善される。松が枝埠頭整備計画は、長崎地区管理保全協議会等に諮りつつ構成資産に対する負の影響がないことを確認して実施することとしている。

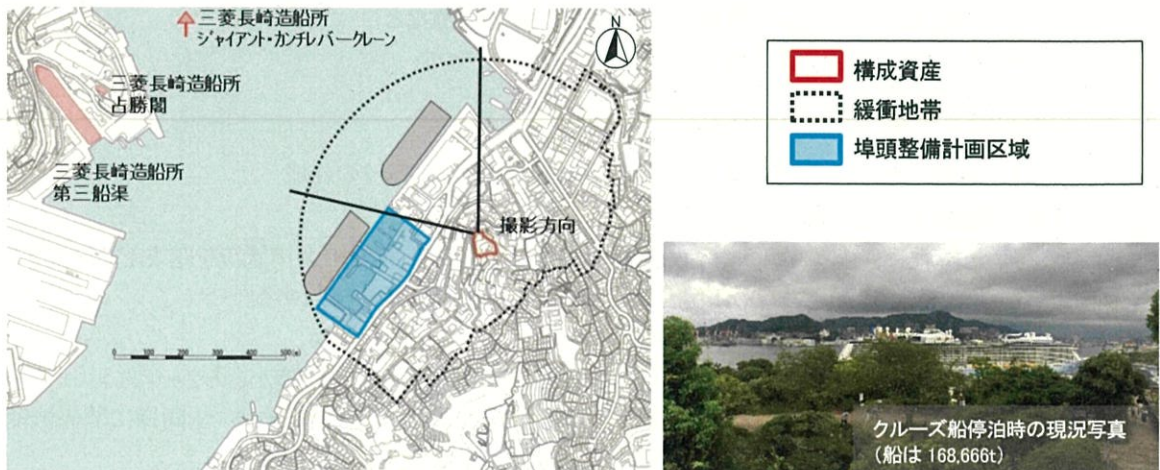


図5 松が枝埠頭整備計画位置図

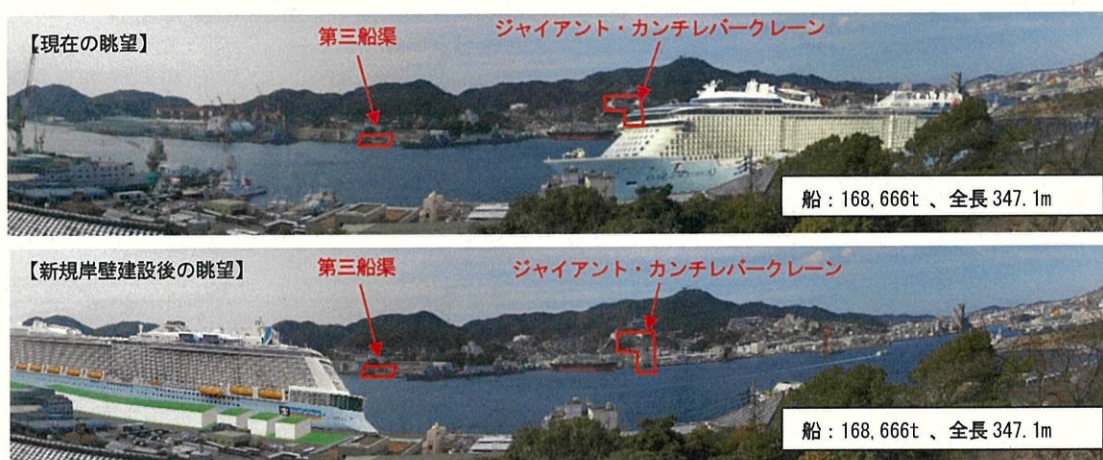


図6 新規岸壁建設後の展望景観シミュレーション図

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

ア. 伝統的建造物のネットワーク化による情報発信方法

長崎市は、グラバー園を含む「長崎市南山手伝統的建造物群保存地区」に存在する36棟の伝統的建造物のうち活用可能な建物において、当該建造物と世界遺産との関係性を示す説明パネルを設置するほか、建物自体を世界遺産の研修等を開催する会議室として活用する。

イ. 長崎エリアを中心とした「明治日本の産業革命遺産」の23構成資産の情報発信

長崎市は、グラバー園内の旧三菱第2ドックハウスにおいて、エリア6 長崎の構成資産を中心に23構成資産相互の関連性・時代背景等の解説を行う。

4. 事業の実施

(1) 実施事業項目の優先順位

長崎市は、既に進行中の事業も含め、平成28年度から平成32年度までの5年間で第Ⅰ期、平成33年度から平成35年度までの3年間で第Ⅱ期、平成36年度平成38年度までの3年間で第Ⅲ期とする計11年間を対象として事業実施スケジュールを定める(表1)。平成30年度から3ヶ年かけて耐震補強実施設計業務・耐震補強工事を並行して行い、平成32年度までの第Ⅰ期において、旧グラバー住宅の修復を完了する予定である。特に、第Ⅰ期において優先的に実施する事業項目は以下のとおり。

- ・ 主屋及び附属屋の保存修理工事(外部仕上げ、内部仕上げ、外溝)及び耐震補強工事
- ・ 敷地境界の調査及び敷地境界の顕在化(鋸の設置など)
- ・ 現状の排水溝の修理・新設
- ・ 石積みの年代測定・説明パネル設置
- ・ 樹木の剪定
- ・ 解説パネル・デジタル映像機器等の設置及びガイドブックの作成

(2) 実施スケジュールの見直し

実施スケジュールについては10年経過後を目途として、事業の進捗状況を踏まえて見直すこととする。新たな対応が必要となった場合は10年を待たずに見直しを検討する。

(3) その他

構成資産の修復等に関しては、世界文化遺産登録後の平成28年度からの2ヶ年において各種補助制度を活用しつつ必要な財源*を確保し対応してきており、今後ともこれまでと同様に関係機関と連携を図りつつ、財源の確保に努め、事業を確実に実施したいと考えている。

※平成28年度(決算)は約24百万円、平成29年度(予算)は約13百万円、いずれも維持管理経費は含まない。

事業項目		第Ⅰ期(H28-32)	第Ⅱ期(H33-35)	第Ⅲ期(H36-38)	
A 修復	建造物	構成要素 A1 劣化部修繕	劣化部修繕実施設計		
			劣化部修繕工事		
			A2 耐震補強		
		構成要素	耐震診断及び耐震補強概算計画		
			耐震補強実施設計		
			耐震補強工事		
		その他 A3 納屋・馬屋の修復	馬屋内天然貯蔵庫の耐震診断 納屋・馬屋の劣化部修繕実施設計		
			納屋・馬屋の耐震補強・劣化部修繕工事		
			A4 旧グラバー住宅敷地の明確化		
	環境	敷地境界の調査、敷地境界の顕在化	調査		
		A5 雨水排水設備の改修			
		現状の排水溝の修理・新設	調査		
	B 公開活用	動線	B1 旧グラバー住宅内の動線設定		
本来の玄関を考慮した見学動線の設定				調査研究	
B2 グラバー園内の動線設定					
見学動線の設定					
植栽		B3 樹木の剪定・日本庭園の修景			
		資産・景観に悪影響を与える樹木を剪定	資産に悪影響を与える樹木	景観に悪影響を与える樹木	
		古写真に基づく前庭・日本庭園の再現		調査研究	
案内・解説		B4 保存区域内の展示			
		解説パネル・デジタル映像装置等の設置			
		当時の設けに即した家具・調度品の設置	調査研究		
		展示室内外で古写真を用いた情報発信		内部 外部	
		グラバーに関連するイベント会場に活用			
		当時の状況を再現し、大砲の模造品等を展示			
施設		B5 統一感のある屋外サインの設置			
		案内サイン、伝建物の説明サインの設置			
公開		B6 管理施設・便益施設の設置			
		伝統的建造物の内部展示や家具等の設置			
		B7 石積みの維持			
	石積みの年代調査・説明パネルの設置	調査			
	B8 生涯学習プログラムの提供				
ガイドブック等の作成					
生涯学習プログラムの提供					

表1 事業実施スケジュール

5. 基本計画図



図7 旧グラバー住宅基本計画図